

鶴岡市地域まちづくり未来事業検討会議設置要綱

平成30年1月26日

鶴岡市訓令第1号

平成30年9月10日改正

鶴岡市訓令第11号

(設置)

第1条 合併前の市町村の地域（以下単に「地域」という。）における住民サービスの充実を図るため、鶴岡市地域まちづくり未来事業検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議において協議・検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域まちづくり未来事業に関すること（次号から第4号までにに関する部分を除く。）。
- (2) 地域庁舎で所管する事務事業に関すること。
- (3) 地域庁舎における組織体制に関すること。
- (4) その他地域における住民サービスの充実に必要なこと。

(組織)

第3条 検討会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長をもって充て、副会長は委員から会長が指名する。

3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 委員の任期は、2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、検討会議を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 検討会議にて協議・検討すべき事項について事前に調査・調整をするため、検討会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総務部長をもって充てる。

4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を総括する。

6 幹事長に事故があるときは、幹事のうちあらかじめ幹事長が指名する者がその職務を代理する。

7 幹事会は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年2月1日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この訓令の施行の日以後、最初に第3条第4項の規定により委嘱される委員の任期は、同項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成32年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年9月10日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この訓令の施行の日以後最初に鶴岡市地域まちづくり未来事業検討会議設置要綱第3条第3項の規定により委嘱される鶴岡地域住民代表である委員の任期は、同項第4項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成32年3月31日までとする。

別表第1 (第3条関係)

委員	鶴岡地域住民代表
	藤島地域住民代表
	羽黒地域住民代表
	櫛引地域住民代表
	朝日地域住民代表
	温海地域住民代表

備考 各地域住民代表の人数は、それぞれの地域2名とする。

別表第2 (第6条関係)

幹事	企画部長
	市民部長
	藤島庁舎支所長
	羽黒庁舎支所長
	櫛引庁舎支所長
	朝日庁舎支所長
	温海庁舎支所長
	総務部財政課長
	総務部職員課長
	総務部職員課主幹
	企画部地域振興課長
	市民部コミュニティ推進課長
	藤島庁舎総務企画課長
	羽黒庁舎総務企画課長
	櫛引庁舎総務企画課長
	朝日庁舎総務企画課長
温海庁舎総務企画課長	